

財政の健全化判断比率と資金不足比率について

財政管財課 92-4103

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、財政の健全性を表す指標（４つの健全化判断比率及び資金不足比率）の公表が義務づけられています。

扶桑町の令和７年度決算における財政の健全化判断比率等は次のとおりです。

単位：％

	健 全 化 判 断 比 率				⑤公営企業に おける資金 不足比率
	①実質赤字比率	②連結実質 赤字比率	③実質公債費 比率	④将来負担比率	
扶桑町 の状況	なし (黒字)	なし (黒字)	0. 4	なし 〔将来負担額よりも、それに 充てることができる財源の 方が多い〕	なし 〔資金不足額が ない〕
⑥ 早 期 健 全 化 基 準	1 3. 6 5	1 8. 6 5	2 5. 0	3 5 0. 0	2 0. 0 (経営健全化基準)

- ①一般会計等（扶桑町では、一般会計と土地取得特別会計）の赤字額の標準財政規模に対する割合
- ②全会計（扶桑町では、一般会計・土地取得特別会計・国民健康保険特別会計・介護保険特別会計・後期高齢者医療特別会計・下水道事業会計）の連結赤字額の標準財政規模に対する割合
- ③一般会計等が負担する、元利償還金等（地方公共団体が借りた借金の返済金等）の標準財政規模を基本とした割合（３年平均）
- ④一般会計等が将来負担すべき実質的な負担の標準財政規模を基本とした割合
- ⑤公営企業会計（扶桑町では、下水道事業会計）の赤字に相当する額の事業規模に対する割合
- ⑥財政の健全化の目安となる基準。基準を超えた場合は、自治体が自主的に財政健全化計画を定め、財政再建に努めなければなりません。（①と②は各自治体の標準財政規模により異なる）

※令和７年度扶桑町の標準財政規模：８３億９，７６７万円